

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)

国の対応方針				区分	倉吉市の基準案			
設定者からの暴力団排除(現在、国からは指示されていない)					暴力団の排除を追加			
定員	家庭的保育	1～5人	家庭的保育補助者を置く場合は5人まで可	従うべき基準	国の基準のとおり			
	小規模保育	6～19人						
	居宅訪問型保育	1人						
	事業所内保育	地域枠	認可の対象となる施設は、従業員枠の子どもに加えて、地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)を受入れることが必要となる。					
職員数	家庭的保育		0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合は5:2		従うべき基準	国の基準のとおり		
	小規模保育	A型	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1+1					
		B型	0歳児 3:1 1～2歳児 6:1+1					
		C型	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合は5:2					
	家庭的保育		家庭的保育者(+家庭的保育補助者) 必要な研修を実施				従うべき基準	国の基準のとおり
	小規模保育	A型	保育士					
B型		保育士1/2以上 保育士以外は必要な研修を実施						
C型		家庭的保育者(+家庭的保育補助者) 必要な研修を実施						
居宅訪問型保育		必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めるもの						
事業所内保育		定員20人以上 保育所と同様 定員19人以上 小規模保育(A・B型)と同様						
設備	家庭的保育		保育を行う専用居室 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭	参酌すべき基準	国の基準のとおり			
	小規模保育	A型	0～1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室 屋外遊技場 付近の代替地可					
			B型			0～1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室 屋外遊技場 付近の代替地可		
						C型	0～1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室 屋外遊技場 付近の代替地可	
	居宅訪問型保育						設備基準を設けないことを基本とする	
	事業所内保育		0～1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室 屋外遊技場 付近の代替地可				定員20人以上・・・保育所と同様 定員19人以下・・・小規模保育(A・B型)と同様	

国の対応方針			区分	倉吉市の基準案
面積	家庭的保育	専用居室 3.3㎡/人(部屋自体は9.9㎡) 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)	参酌すべき基準	国の基準のとおり
	小規模保育	A型 乳児室/ほふく室 3.3㎡/人 保育室 1.98㎡/人 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人 保育室 1.98㎡/人 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)
		B型 乳児室/ほふく室 3.3㎡/人 保育室 1.98㎡/人 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人 保育室 1.98㎡/人 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)
		C型 乳児室/ほふく室 3.3㎡/人 保育室 1.98㎡/人 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人 保育室 1.98㎡/人 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)
	居宅訪問型保育	面積基準を設けないことを基本とする		国の基準のとおり
事業所内保育	乳児室/ほふく室 } 定員20人以上…保育所と同様 保育室 } 定員19人以下…小規模保育(A・B型)と同様 屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児)	定員20人以上:乳児室1.65㎡/人、ほふく室3.3㎡/人、保育室1.98㎡/人、 定員19人以下:乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室は、小規模保育A型の基準と同様とする		
給食	家庭的保育	自園調理 ・調理業務の委託可 ・連携施設等からの搬入可 ※現在自園調理を行っていない事業者から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり 調理設備 ・通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容 ・搬入する場合は、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能 職員 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合不要 子ども3人以下の場合は、保育補助者で対応可	従うべき基準	国の基準のとおり
	小規模保育A型・B型・C型	自園調理 ・調理業務の委託可 ・連携施設等からの搬入可 ※現在自園調理を行っていない事業者から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり 調理設備 ・通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容 ・搬入する場合は、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能 職員 ・調理員 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合不要		

国の対応方針			区分	倉吉市の基準案
給食	居宅訪問型保育	保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする	従うべき基準	国の基準のとおり
	事業所内保育	自園調理 ・調理業務の委託可 ・連携施設等からの搬入可 調理室(定員20人以上) 調理設備(定員19人以下) ・調理員 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合不要		
耐火基準	家庭的保育	家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取り扱い (基本的には上乗せ規制なし)を基本に、更に検討	参酌すべき基準	国の基準のとおり
	小規模保育A型・B型・C型	建築基準法による規制に上乗せあり(さらに検討) ・保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火構築物であること ・消火器等の消火器具の設置 ・非常警報器具の設置 ・保育室等を2階以上に設置する場合は、手すり等の乳幼児の転落防止設備を設ける ・避難階段は、当面、現行の認可保育所に準じた取り扱い		
	居宅訪問型保育	規制を設けないことを基本とするが、訪問先の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるように促すこととする		国の基準のとおり
	事業所内保育	現行の取り扱い(保育所と同様、上乗せ規制あり)を基本に小規模保育の取り扱いを踏まえ、更に検討		国の基準のとおり
連携施設	家庭的保育	保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定	参酌すべき基準	国の基準のとおり
	小規模保育A型・B型・C型	※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる		
	事業所内保育(定員19人以下)	嘱託医(連携施設と同一嘱託医への委嘱も可)		
	居宅訪問型保育	連携施設の設定は一律には求めない ※障がいや疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする		
耐火基準(現在国からは示されていない)				新耐震基準を満たす建築物での事業実施
経過措置	給食	現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整えることとして、経過措置を設ける		国の基準のとおり経過措置を設ける
	連携施設	連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設を求めないことができる		国の基準のとおり経過措置を設ける
	職員	小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業に従事する家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、平成31年度末までの間、保育従事者と見なす		国の基準のとおり経過措置を設ける
	利用定員	小規模保育事業C型の場合、平成31年度末までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる経過措置を設ける		国の基準のとおり経過措置を設ける